



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

子ども家庭局に要望書提出

支援が必要な妊産婦への産後支援の体制整備を求める

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員 74 万人）は 5 月 16 日、厚生労働省子ども家庭局の濱谷浩樹局長に 2020 年度予算等に関する要望書を提出し、支援が必要なすべての妊産婦が必要な支援を受けられるよう、体制整備の推進を求めました。

2017 年 4 月の改正母子保健法の施行により、市町村の努力義務として「子育て世代包括支援センター」の設置が法定化されましたが、そのセンター業務となる、産後ケア事業（分娩施設退院後に助産師など看護職が中心となり行なう支援）において、福井会長は、現状は利用対象者を市町村が決定しており、希望する母子誰もが利用できる状況になっていないことを説明。希望する全ての母子が利用できるよう、事業の評価や国の「産後ケア事業ガイドライン」の改訂が必要としました。



濱谷局長（左）に要望書を手渡す福井会長

さらに、「子育て世代包括支援センター」とは別に「産後ケアセンター」を母子保健法に位置付け、母子保健法第 20 条 2（医療施設の整備）に、「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務として明記することも要望しました。子育て世代包括支援センターは、法定後、8 割程度設置されていますが、「産後ケア事業の実施予定なし」と回答した市区町村は約 3 割に上ります（「産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらを踏まえた将来のあり方に関する調査研究報告書」）。福井会長は「産後ケアを必要とするすべての褥婦（じょくふ；出産後間もない女性）が産後に必要な支援を受けられるよう、産後ケアセンターを母子保健法にしっかり位置付けてほしい」と訴えました。

濱谷子ども家庭局長は、現状に課題があることを認め「現行法に何らかの形で産後ケアセンターを位置付けていく予定であり、法的な位置付けに向けた手法の整理・調整をしていくことが必要であると考えている」と応じました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

< 要望事項 >

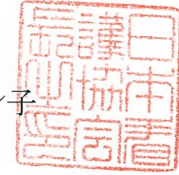
○すべての妊産婦が、産後に必要な支援を受けられる体制整備の推進

- 1) 産後ケア事業を評価し、産後ケアを必要とする全ての妊産婦が産後ケアを受けられるように、産後ケア事業ガイドラインを改訂されたい
- 2) 産後ケアセンターを母子保健法に位置付け、母子保健法第 20 条 2（医療施設の整備）に、「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務として明記されたい

令和元年 5月16日

厚生労働省
子ども家庭局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



2020年度予算等に関する要望書

我が国における急速な少子高齢化の進展は、妊娠・出産・育児を取り巻く環境に影響を及ぼし、母子の愛着形成の構築や出生時から思春期にいたる長期間の育児・子育てについて、きめ細やかで切れ目のない支援がより重要となっています。母子の愛着形成が、その後に続く育児期の虐待防止につながるということが明らかとなっていることから、産後早期の支援体制の充実が、望まれています。

この支援体制として、子育て世代包括支援センターの全国展開が図られていますが、希望する妊産婦全てにケアを提供できる体制には至っていません。これを解決するためには、今日の状況を踏まえ母子保健法を見直し、産後ケア事業を提供する「産後ケアセンター」を法的に位置づけることが急務です。

貴局におかれましても、令和2年度予算案等の編成および施策の推進にあたって、上記をふまえ、次の事項について実現を図られますよう、強く要望いたします。

要 望 事 項

○すべての妊産婦が、産後に必要な支援を受けられる体制整備の推進

要望

すべての妊産婦が、産後に必要な支援を受けられる体制整備の推進

- 1)産後ケア事業を評価し、産後ケアを必要とする全ての妊産婦が産後ケアを受けられるように、産後ケア事業ガイドラインを改訂されたい。
- 2)産後ケアセンターを母子保健法に位置づけ、母子保健法第20条2(医療施設の整備)に、「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務として明記されたい。

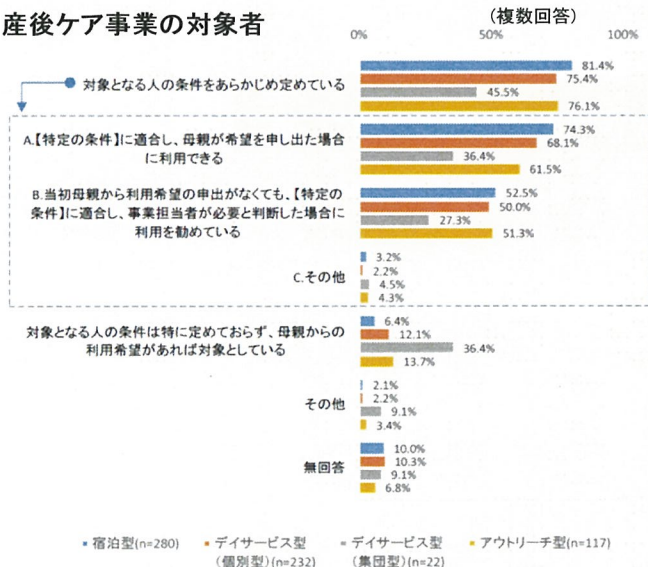
1)産後ケア事業を評価し、産後ケアを必要とする全ての妊産婦が産後ケアをうけられるような産後ケア事業ガイドラインの改訂

- 「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」(H29.8)では、『どの市区町村に住んでいても、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立った一貫性・整合性のある支援の実現が期待される』と明記されている。しかし、産後ケア事業を実施していても対象者制限により利用できない妊産婦が存在している。
- 産後ケア事業の実施については、事業実施者の確保が課題として挙げられており、医療機関を活用する等の工夫が必要である。しかし、「病院では空床利用により実施し、満床になるとタイムリーに利用できないこと」が課題となっている。
- 産後ケアを必要とする全ての妊産婦が、産後ケアを受けられるよう、また、病院の医療資源を活用し妊娠期からの切れ目のないケアが提供できるように、産後ケア事業ガイドラインを改訂する必要がある。

2)産後ケアセンターを母子保健法に位置づけ、第20条2(医療施設の整備)に「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務と明記

- 産後ケア事業は、子育て世代包括支援センターの業務に位置づけられており、「利用対象者がリスクを持つ母子等、特定の条件に適合してない場合」は、「(希望通りには)利用できないこともある」とする市町村もあり、必ずしも十分とはいえない現状にある。
- すべての妊産婦が、出産後に順調な育児をスタートさせるために必要な産後のケアがうけられるように、子育て世代包括支援センターとは別に、「産後ケアセンター」等として、母子保健法に位置づける必要がある。
- また、分娩を取扱う病院では、産科混合病棟が増加し、妊産婦にとって安心で安全な環境とは言いがたい。
- 母子保健法第20条2(医療施設の整備)に、『安全で安心な出産環境の確保』の文言を加筆すべきである。

産後ケア事業の対象者



産後ケア事業の対象者に関する意見(出典元報告書70頁より抜粋)

[産後ケア事業実施市町村の意見]

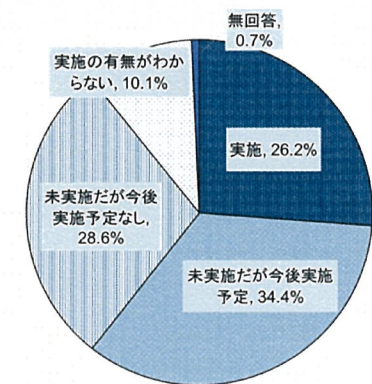
- 産後ケア事業の対象者について国、県、他市町村で明確な基準の設定がなく、利用者可否の判断基準が難しい。
- 事業メニューとしてると助かる対象はいるが、全体の対象数のごく一部の人に限定される状況がある。
- 保健師が「支援が必要」と考えるが実勢の利用につながらないなど、課題がある。

[産後ケア事業 未実施市町村からの意見]

- 事業内容や対象者選定が難しい
- 支援者側が「利用が望ましい」と思う対象者と、利用を希望する方が同じとは限らないため、基準を明確にする必要がある。
- 受入施設が少なく、定員が限られている中で、どう対象者を明らかにし、周知し、利用してもらえばいいかわからない。サービスの必要性について見極めるのが難しくサービスの情報を豊富に持って上手に利用できる人だけが利用するようなサービスにするのが難しいと感じる

産後ケア事業を実施している市町村

(N=1384)



出典:産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらを踏まえた将来のあり方に関する調査研究 報告書(H30.3)みずほ情報総研株式会社